

鳥取県農山漁村再生可能エネルギー導入可能性調査業務委託入札説明書

- 1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 鳥取県知事から資格（指名）停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を一定の期間、入札に参加させないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間に、当該入札の開札日が含まれていないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者。
 - (4) 発注業務の主任技術者としてその実施期間中配置することができる者を有していること。
- 2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書（業務委託見積もり書を含む）及び提案書と併せて提出しなければならない。
 - (1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格 A列4番横書きで作成すること。

一般競争入札参加申込書（別記様式）、その他調達公告に定める書類
 - (2) 入札参加書類並びに入札書（業務委託見積もり書を含む）及び提案書（以下これらを「提出書類」という。）は、調達公告で定められた提出期間内の各日の午前9時から午後5時までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。
 - (3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する入札参加者の負担とし、提出された提出書類は、返却しない。
 - (4) 提出された提出書類は、入札参加者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。
- 3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。
 - (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 1に掲げる入札参加資格の審査は、開札の結果、落札予定者（総合評価入札方式を行った業務について総合評価の点数が最も高い者又はその他の入札案件について予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者をいう。）となった者に対して行う。この場合において、当該落札予定者に2の(2)に規定する持参すべき書類がある場合は、入札執行者の求めに応じて速やかに提出するものとする。
- (3) 落札者は、落札予定者で1に掲げる条件を満たすことが確認された者とする。ただし、落札予定者が次のいずれかに該当するときは、総合評価入札方式を行った業務について入札した他の者のうち総合評価の点数が最も高い者又はその他の入札案件について予定価格の範囲内で入札をした他の者のうち最低の価格を提示した者を落札者とする。
- (4) 落札者が契約締結の日までに資格（指名）停止措置を受けた場合は、その者を失格とし、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を改めて落札者に決定する。
- (5) 総合評価入札方式を行った業務については、総合評価の点数が最も高い者であって、1に掲げる条件を具備しないとされた者については、その旨及び条件を具備しないとした理由（以下「資格不備理由」という。）を入札情報HPに入札結果とともに掲載する。
- (6) 1に掲げる条件を具備しない者として失格となった者は、書面により失格の理由について発注機関に説明を求めることができる。
- (7) (6)により説明を求められたときは、当該説明を求められた日から6日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (8) 開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (9) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (10) 当該入札の前に当該入札に関し談合情報があった場合は、条件付入札を行うこととする。
- (11) 本件業務において落札決定をされた者であっても、契約日までの間に資格（指名）停止措置を受けた場合は、契約を締結しない場合もある。
- (16) 入札に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

4 落札決定後の手続

- (1) 入札終了後、落札者（免税業者に限る。）は、免税業者であることを明記した届出書を提出すること。
- (2) 前払いはしない。

- 5 入札の手続その他の発注工事に関する情報は、次に定めるところにより提供する。
- (1) 調達公告は、事務所窓口に掲示するとともに、当団体HPに掲載することにより行う。
 - (2) 入札参加書類の様式は、別途設ける説明会において説明することとし、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日に、入札情報HPに掲載し、当該各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。
 - (3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から開札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、当団体事務所窓口にて備え置いて閲覧に供する。